



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年5月7日火曜日 第2467号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）... 373

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障害福祉課）... 373

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示.....（森林整備課）... 374

河川整備計画の策定（3件）.....（河川課）... 374

都市計画の変更案の縦覧.....（都市計画課）... 374

県指定登録機関の名称の変更.....（建築住宅課）... 374

県指定試験機関の名称の変更.....（ " ）... 375

指定試験機関の名称の変更.....（ " ）... 375

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....（会計課）... 375

介護員養成研修事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 375

土地改良区役員の就退任の届出.....（東予地方局農村整備課）... 375

土地改良区の定款変更の認可（2件）.....（ " ）... 375

介護員養成研修事業者の指定.....（中予地方局地域福祉課）... 376

土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 376

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 377

土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 378

指定道路の指定.....（南予地方局八幡浜土木事務所）... 378

道路の区域変更（県道久万中山線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 378

道路の区域変更（県道瀬田八多喜停車場線）.....（ " ）... 378

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 378

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）... 379

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 379

政治団体の解散の届出.....（ " ）... 381

資金管理団体の解散の届出.....（ " ）... 381

資金管理団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）... 381

雑 報

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について.....（環境政策課）... 381

告 示

○愛媛県告示第518号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年5月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	松山市山西町880番地2	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成28年4月30日まで

○愛媛県告示第519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年5月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	国立大学法人愛媛大学	小腸に関する医療（育成医療・更生医療）	平成25年4月1日

○愛媛県告示第520号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
アイビー薬局六井店	八幡浜市六井 3 番耕地406番地 5	Y 's コーポレーション	薬局（育成医療・更生医療）	平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第521号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成25年 4月 2日愛媛県告示第350号及び第352号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
今治市玉川町與和木コセ フ乙9の3	越智郡玉川町大字與和木甲711 門 田 金 治	森林所有者
今治市朝倉上乙778	山口県玖珂郡由宇町6378 越 智 久 土	〃
今治市朝倉上乙781の1	越 智 春 吉	〃
今治市朝倉上乙782の2	越智郡朝倉村大字朝倉上之村 甲29- 2 浅地住産森林組合	〃
今治市朝倉上乙781の2、 乙786	越智郡朝倉村大字朝倉上甲596 越 智 剛	〃

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第522号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、尻無川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第523号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、浅川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第524号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、重信川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、松山市役所、伊予市役所、東温市役所、松前町役場及び砥部町役場において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

松山広域都市計画 区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

松山広域都市計画区域全域

○愛媛県告示第526号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定に基づき、県指定登録機関社団

法人愛媛県建築士会から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 県指定登録機関の名称

変更前	社団法人愛媛県建築士会
変更後	公益社団法人愛媛県建築士会

2 変更年月日

平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第527号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定に基づき、県指定試験機関財団法人建築技術教育普及センターから次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 県指定試験機関の名称

変更前	財団法人建築技術教育普及センター
変更後	公益財団法人建築技術教育普及センター

2 変更年月日

平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第528号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定に基づき、指定試験機関財団法人不動産適正取引推進機構から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定試験機関の名称

変更前	財団法人不動産適正取引推進機構
変更後	一般財団法人不動産適正取引推進機構

2 変更年月日

平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第529号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成25年 5月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
松第23号	松山市勝岡町1163番地 7	一般社団法人愛媛県交通安全協会 会長 矢野 精一	一般社団法人愛媛県交通安全協会	社団法人愛媛県交通安全協会	平成25年 4月 1日
西第13号	西条市新田133番地 1	一般社団法人西条交通安全協会 会長 森 達正	一般社団法人西条交通安全協会	社団法人西条交通安全協会	平成25年 4月 1日

○愛媛県告示第530号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 5月 7日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 月 日
愛媛県立新居浜南高等学校	愛媛県新居浜市篠場町1番32号	介護職員初任者研修課程	平成25年 4月22日

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 昭 博	新居浜市萩生2882番地の 7

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秦 和 孝	新居浜市萩生2927番地

○愛媛県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市治良丸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小松町明穂土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 5月 7日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、今治市蒼社川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年5月7日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

○愛媛県告示第534号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年5月7日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
学校法人松山学院 （松山城南高等学校）	松山市北久米町815番地	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 4月23日

○愛媛県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり退任した旨の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	池 川 寛	東温市見奈良404番地

○愛媛県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111番地
"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地
"	相 原 秀 夫	松山市水泥町1141番地
"	小 島 敏 弘	松山市水泥町1073番地
"	青 木 敬	松山市水泥町1128番地
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地
"	永 田 庄 二	松山市水泥町1020番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 田 哲	松山市水泥町1111番地

"	重 松 秀 治	松山市水泥町1121番地 1
"	柴 田 隆	松山市水泥町887番地
"	野 村 賢 一	松山市水泥町676番地
"	渡 部 秋 男	松山市水泥町1025番地
"	小 島 敏 弘	松山市水泥町1073番地
"	青 木 敬	松山市水泥町1128番地
監 事	永 田 俊 誠	松山市水泥町1157番地
"	中 野 公 秀	松山市水泥町1034番地

○愛媛県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 良 一	松山市船ヶ谷町4番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 憲 雄	松山市西長戸町823番地

○愛媛県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県中予地方局長 松森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 内 正 一	伊予市宮下408番地
"	坪 内 寛	伊予市上野1335番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
"	佐々木 卓 行	伊予市上三谷741番地 3
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1
"	武 知 正 裕	伊予市下三谷1315番地
"	山 田 崇 良	伊予市上吾川甲1625番地
"	岡 井 馨 一 郎	伊予郡松前町大字南黒田630番地
"	篠 崎 保	伊予郡松前町大字横田67番地 5
監 事	篠 崎 詢	伊予市下三谷885番地 1
"	阿 部 功	伊予市上野540番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 内 茂	伊予市宮下13番地

"	坪 内 寛	伊予市上野1335番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
"	水 口 武	伊予市上三谷1080番地
"	日 野 遼 一	伊予市下三谷1623番地
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1
"	高 橋 恒 範	伊予市上吾川1555番地
"	岡 井 馨一郎	伊予郡松前町大字南黒田630番地
"	町 田 矩 彦	伊予郡松前町大字横田164番地
監 事	池 内 正 一	伊予市宮下408番地
"	篠 崎 詢	伊予市下三谷885番地 1

"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地
"	重 見 忠 顕	東温市牛淵635番地
"	朝比奈 正 之	東温市牛淵1165番地
"	高 田 速 雄	東温市牛淵1480番地
監 事	八 木 里 美	東温市牛淵773番地
"	大 西 良 孝	東温市牛淵763番地 1

○愛媛県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	大 北 忠 則	東温市牛淵1272番地 3
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地
"	大 北 守 紀	東温市牛淵1404番地
"	村 上 正 隆	東温市牛淵1401番地
"	重 見 忠 顕	東温市牛淵635番地
"	朝比奈 正 之	東温市牛淵1165番地
"	高 田 速 雄	東温市牛淵1480番地
監 事	大 北 武	東温市牛淵1501番地
"	大 西 良 孝	東温市牛淵763番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	大 北 英 彦	東温市牛淵1394番地 2
"	大 北 武	東温市牛淵1501番地
"	井 門 孝 徳	東温市牛淵665番地
"	大 北 英 明	東温市牛淵1300番地

○愛媛県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 淳	東温市北野田137番地
"	別 府 頼 房	東温市野田一丁目20番地21
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	渡 部 茂 雄	東温市北野田834番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	相 原 俊 樹	東温市北野田147番地
"	森 泰 雄	東温市北野田827番地 3
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地

○愛媛県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 5月 7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第4号 平成25年4月25日	伊予郡松前町大字東古泉字上又405番 1	伊予郡松前町大字東古泉405番地 2 三 好 勲

○愛媛県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、城川町魚成土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 5 月 7 日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成25年 4 月25日
- 3 指定道路の位置
八幡浜市保内町喜木1番耕地129番
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 25 22メートル
 - (2) 幅員 4 20メートル

○愛媛県告示第543号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 5 月 7 日

○愛媛県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1183番2から 同町白杵1156番まで	旧	メートル 5.6~11.1	キロメートル 0.229	
			新	8.3~48.6	0.215	
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1485番3から 同町白杵1407番まで	旧	4.7~18.3	0.194	
			新	5.8~19.7	0.193	
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1533番4から 同町白杵1532番2まで	旧	4.2~4.7	0.048	
			新	4.3~9.7	0.048	

○愛媛県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町乙1182番30	旧	メートル 7.2~8.7	キロメートル 0.045	
			新	7.6~26.7	0.045	

○愛媛県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町乙1182番30	平成25年 5 月 7 日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県松山市第十八支部	土井田 学	越 智 聡	松山市内宮町甲63 - 5	平成25年 2月 6日	政党の支部
宮下一郎後援会	加 幡 仁 一	宮 下 八 重	南宇和郡愛南町平瀨655	平成25年 2月 7日	
三好正後援会	関 本 満 彦	亀 井 啓 次	伊予市下吾川398 - 1	平成25年 2月12日	
上沖敦一後援会	丸 山 淳	小 倉 強 一	上浮穴郡久万高原町久万397 - 2	平成25年 2月28日	
遊福会	村 上 秀 人	服 藤 貴 彦	今治市別宮町六丁目 4 - 19	平成25年 2月28日	
大西誠後援会	藤 井 祐一郎	大 西 忠	伊予市灘町355	平成25年 3月 4日	
自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	井 原 巧	井 原 司	四国中央市中曾根町411 - 5	平成25年 3月15日	政党の支部
日野たけひと後援会	日 野 猛 仁	日 野 徳 子	伊予市下吾川1626 - 1	平成25年 3月18日	
日本維新の会愛媛県総支部	桜 内 文 城	山 根 誠 司	宇和島市中央町二丁目 1 - 7	平成25年 3月26日	政党の支部
八幡浜市の明日を語る会	宇都宮 吉 彦	魚 海 浩 昭	八幡浜市新町276 - 1	平成25年 3月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年 5月 7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党愛媛県土地改良支部	代 表 者	三 好 幹 二	伊 藤 宏 太 郎	平成25年 2月 6日	政党の支部
愛媛県土地改良政治連盟	代 表 者	三 好 幹 二	伊 藤 宏 太 郎	平成25年 2月 6日	
民主党愛媛県第1区総支部	主たる事務所の所在地	松山市喜与町一丁目 5 - 4	松山市東雲町 3 - 14	平成25年 2月 7日	政党の支部
青空の会	主たる事務所の所在地	松山市喜与町一丁目 5 - 4	松山市東雲町 3 - 14	平成25年 2月 7日	
永江孝子後援会連合会	主たる事務所の所在地	松山市喜与町一丁目 5 - 4	松山市東雲町 3 - 14	平成25年 2月 7日	
滝野志後援会	代 表 者	隅 田 静 春	石 丸 年 雄	平成25年 2月15日	
	会 計 責 任 者	土 居 道 弘	玉 井 照 三		
幸福実現党新居浜後援会	会 計 責 任 者	森 田 浩 二	岡 周 平	平成25年 2月18日	
えひめ民社協会	代 表 者	玉 井 敏 久	長 橋 準 治	平成25年 2月20日	

	会 計 責 任 者	上 杉 昌 弘	安 藤 雅 康		
八東正後援会	代 表 者	中 野 良 雄	伊 藤 芳 幸	平成25年 2月27日	
友近聡朗後援会	主たる事務所の所在地	松山市南江戸六丁目 2 - 3 - 6	松山市本町七丁目24	平成25年 2月28日	
愛媛県トラック運送事業 政治連盟	主たる事務所の所在地	松山市井門町1081 - 1	松山市南江戸一丁目 6 - 3	平成25年 3月 4日	
自由民主党愛媛県看護連 盟支部	会 計 責 任 者	大 政 信 子	鈴 木 ルリ子	平成25年 3月 7日	政党の支部
愛媛県看護連盟	会 計 責 任 者	大 政 信 子	鈴 木 ルリ子	平成25年 3月 7日	
岡村しげはる後援会	会 計 責 任 者	藤 田 司	金 子 邦 生	平成25年 3月 8日	
阪本寿明後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町大字奥野川1965	北宇和郡松野町大字松丸244	平成25年 3月11日	
柳野大和後援会	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町大字吉野777	北宇和郡松野町大字延野々1448 - 1	平成25年 3月14日	
報國純心会	会 計 責 任 者	秋 山 康 成	南 條 久	平成25年 3月15日	
高須寛功後援会	主たる事務所の所在地	東温市志津川1630	東温市西岡甲32 - 2	平成25年 3月18日	
中西さとる後援会	主たる事務所の所在地	松山市辰巳町 8 - 6	松山市石風呂町 1 - 1	平成25年 3月19日	
愛媛県商工連盟連合会西 条支部	代 表 者	伊 藤 剛 吉	星 加 隆 夫	平成25年 3月21日	
	会 計 責 任 者	星 加 隆 夫	明 日 賀 廣		
浅野忠昭後援会	代 表 者	宇都宮 久 幸	鶴 岡 康 年	平成25年 3月22日	
自由民主党愛媛県支部連 合会	代 表 者	西 原 進 平	清 家 俊 蔵	平成25年 3月25日	政党の支部
愛媛県商工連盟連合会	会 計 責 任 者	藤 堂 勢 治	塩 崎 桂	平成25年 3月26日	
民主党愛媛県第 4 区総支 部	代 表 者	白 石 洋 一	高 橋 英 行	平成25年 3月27日	政党の支部
	会 計 責 任 者	都 築 旦	新 田 耕 士		
藤井朝廣後援会	会 計 責 任 者	藤 井 敏 江	佐 藤 士 郎	平成25年 3月27日	
愛媛県商工政治連盟	代 表 者	村 上 友 則	鈴 木 恭 一	平成25年 3月28日	
川崎利生後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市南小松原町 6 - 27	新居浜市南小松原町 9 - 422	平成25年 3月28日	
すえひろ会後援会	主たる事務所の所在地	東温市志津川129	東温市志津川155 - 2	平成25年 3月28日	
愛媛司法書士政治連盟	代 表 者	泉 川 孝 三	光 田 正	平成25年 3月29日	
	会 計 責 任 者	光 田 正	永 井 敏 隆		
愛媛県商工連盟連合会	会 計 責 任 者	藤 堂 勢 治	門 田 誓	平成25年 3月29日	
田村昭子後援会	代 表 者	長 井 雪 雄	石 丸 常	平成25年 3月29日	
	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町入野517	上浮穴郡久万高原町入野1317 - 1		
松山維新の会	会 計 責 任 者	栗 原 久 子	大 亀 泰 彦	平成25年 3月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
菊地ミズギ後援会	宇都宮 ユキミ	平成24年5月1日
愛媛県民の会	武田 政勝	平成24年12月31日
かん秀二郎後援会	武田 政勝	平成24年12月31日
国民の生活が第一愛媛県総支部連合会	友近 聡朗	平成24年12月31日
国民の生活が第一愛媛県第2区総支部	友近 聡朗	平成24年12月31日
新谷末次後援会	高橋 豊	平成24年12月31日
渡部伸二を東温市議会へ送り出す会	國元 雅弘	平成24年12月31日

もちぬし真知子後援会	越智 直志	平成25年1月31日
吉井けいすけ後援会	河野 義光	平成25年2月1日
中村茂後援会	中村 茂	平成25年2月6日
中村つよし後援会	中村 剛志	平成25年2月6日
皆んなでつくろう21世紀の砥部の会	小泉 孝平	平成25年2月6日
小林朋子後援会	井伊 真一	平成25年2月7日
渡部けんじ後援会	渡部 定男	平成25年3月1日
小西まさひろ後援会	谷原 恵一	平成25年3月6日
西坂まこと後援会	木山 豊繁	平成25年3月6日
柳野大和后援会	布 久光	平成25年3月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
中村 茂	砥部町議会議員	中村茂後援会	伊予郡砥部町川井1112	中村 茂	平成25年2月6日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年5月7日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
永江孝子後援会連合会	主たる事務所の所在地	松山市喜与町一丁目5-4	松山市東雲町3-14	平成25年2月7日	
友近聡朗後援会	主たる事務所の所在地	松山市南江戸六丁目2-3-6	松山市本町7丁目24	平成25年2月28日	

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第13条第1

項の規定により、次の都市計画対象事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第15条の規定により、次のとおり公告し、準備書を縦覧に供する。

また、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第16条第1項の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、併せて公告する。

なお、この準備書について、環境の保全の見地から意見を書面に

より提出することができる。

平成25年 5月 7日

今治市長 菅 良 二

- 1 都市計画決定権者の名称
今治市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 今治市新ごみ処理施設整備事業
 - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
 - (3) 規模 ア 可燃ごみ処理施設
1日当たりの処理能力 174トン
イ リサイクルセンター
1日当たりの処理能力 41トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
今治市町谷地内他
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
今治市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 今治市役所、今治クリーンセンター、愛媛県庁
 - (2) 縦覧期間 平成25年 5月 7日から 6月 6日まで
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、意見を書面により提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成25年 6月20日
 - (2) 提出先 〒794 - 8511 今治市別宮町一丁目 4 番地 1
今治市環境衛生部環境政策課
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された都市計画対象事業の名称
ウ 準備書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成25年 5月17日午後 7時から
開催場所 今治市町谷甲465番地 1
今治市老人ふれあいの家
 - (2) 開催日時 平成25年 5月18日午後 2時から
開催場所 今治市南宝来町 1 丁目 9 番地 8
今治市総合福祉センター「愛らんど今治」